

号外第129号

令和4年6月17日金曜日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

略

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係

(爆発物取締罰則の一部改正)

第一条 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

略

第十三章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第三百三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条及び第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条の二及び第五十九条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

略

第二編 経過措置

第一章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

略

附則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

略